令和８年９月 30 日版

令和９年度　皇學館高等学校・中学校常勤講師の採用について

学校法人皇學館

令和９年度採用の常勤講師を募集します。
希望される方は以下の内容を確認の上、必要書類を提出してください。

１．募集職種

常勤講師（令和９年４月１日採用）
期間の定め　有
試 用 期 間　無

２．募集内容及び採用予定人数

募 集 内 容　高等学校・中学校　教科不問
ただし、次の①および②の要件を満たすこと
①本校の強化クラブ（吹奏楽部）を主顧問とともに適切に指導ができる者
②吹奏楽の指導や指導補助の経験、またはそれに準ずる音楽的素養を有する者
採用予定人数　１名

３．勤務

契約期間等　令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日（１年毎の契約）
※ 契約を更新する場合であっても、契約の通算は３年とする。
※ 契約の更新は、契約期間満了時の業務量、従事している業務の進捗状況、担当授業科目の開講状況、従事している業務にかかる予算の状況、能力、勤務成績、勤務態度、本法人もしくは高等学校・中学校の経営状況等により判断する。
就 業 場 所　皇學館高等学校・中学校（三重県伊勢市楠部町 138）
【変更の範囲】変更なし
勤 務 時 間　平日（原則）８：20～17：20（休憩１時間）
土曜日　　８：20～13：15（原則奇数土曜日・休憩 45 分）
※土曜日の勤務については変更となることがあります。
（１年単位での変形労働時間制勤務による）
休　日　等　日曜祝日・土曜日（４週のうち２回）・創立記念日・神嘗祭
お盆（８月 12 日～16 日）・年末年始（12 月 29 日～１月５日）他
（１年単位での変形労働時間制勤務による）
時間外労働　有
業 務 内 容　教科指導および吹奏楽部の顧問・技術指導、分掌担当等
【変更の範囲】法人が指定する業務

４．応募条件　次の各項のいずれにも該当する者とする。

（１）　本法人の「建学の精神」が示している教育方針に共鳴し、教師としての強い使命感と向上心をもって、生徒の指導に邁進できる者。
建学の精神：
わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、神道精神に基づいて社会有為の人材を育成する。
（２）　学校教育法第９条に定める欠格条項に該当しないこと。
（３）　上記の校種に応じた教育職員免許状を有する者。
（４）　吹奏楽の指導経験またはそれに準ずる音楽的素養を有し、本校の教育理念に賛同して生徒の成長を支えられる者。

５．給与等　※公立及び私立学校定年退職者等は別に定める

初　任　給　見込額　月給 208,490 円
（内訳：基本給 191,800 円　調整給 16,690 円）
※規程により職務経歴考慮・各種手当あり（住居手当・家族手当等）

賞　　与　１年目　約 3.2 ヶ月分／年間（前年度実績）

通　勤　費　指定金額内支給

社会保険制度　健康・年金・雇用・労災に加入（健康保険・年金制度は私学共済に加入）

服 務 規 程　正規の教員における服務規程に準じる。（皇學館高等学校・中学校職員就業規則）

６．応募手続き等

（１）　提出書類　①履歴書（本学指定様式）　②誓約書（指定様式を両面印刷し直筆で記入）
③教育職員免許状（写）又は取得見込み証明書　④卒業（見込）証明書

（２）　申込方法　（１）の応募書類を下記の宛先へ提出してください。
なお、書類選考等は随時実施いたします（採用者が決定次第、応募を締め切ります）。

【提出先】　〒516-8555　三重県伊勢市神田久志本町 1704
学校法人皇學館　総務部人事担当　宛
※封筒に「高中教員（常勤講師）応募」と朱書きの上、送付のこと。

（３）　採用までの流れ

申込　→　書類選考　→　適性検査　→　個人面談　→　内定

※書類選考結果は履歴書に記載されたメールアドレスに連絡します。
※書類選考通過者は適性試験（web にて実施）を受験していただきます。
※内定後「健康診断書」の提出が必要です。

７．その他

受動喫煙防止のための取組　屋内原則禁煙、屋外に喫煙所あり。

雇　用　元　学校法人皇學館

諸　注　意　本業務へ従事するにあたっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
上記にくわえて、賞罰・処分歴等について、過去に生徒に対するセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分を受け、若しくは解雇（分限処分を含む。）された場合には、処分内容及び具体的な事由を必ず履歴書の「学歴・職歴欄」に記載してください。
履歴書及び誓約書の記載内容や、採用選考過程での申告について、虚偽があった場合には、採用の取消や懲戒処分等の対象となり得る場合があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は次項参照条文をご参照ください。

以上

〈問合せ先〉
〒516-8555　三重県伊勢市神田久志本町 1704
学校法人皇學館　総務部人事担当
TEL：0596-22-6323　FAX：0596-27-1704
E-MAIL：saiyo@kogakkan-u.ac.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。